

静岡県青少年赤十字活動支援金交付要綱

1 目的

(目的)

第1条 日本赤十字社静岡県支部は、「子どもたちのやさしさと思いやりのこころを育む」青少年赤十字活動を推進するため、対象活動に取り組む静岡県青少年赤十字加盟校（園）（以下「加盟校」という。）に対し、予算の範囲内で静岡県青少年赤十字実践活動奨励金（以下、「奨励金」という。）及び静岡県青少年赤十字探究活動助成金（以下、「助成金」という。）を交付する。

2 奨励金

(対象活動)

第2条 主に幼稚園・保育所、小学校、中学校の加盟校の園児・児童・生徒が青少年赤十字の実践目標「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」に関連して取り組む活動（以下、「実践活動」という。）

実践目標	活動概念
健康・安全	生命と健康を大切にする活動
奉仕	人間として社会のため、人のために尽くす責任を自覚するよう行う活動
国際理解・親善	広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う活動

(使途)

第3条 実践活動に必要な書籍代、講師謝礼費、通信運搬費、交通費、消耗品費等に充当する。

(交付額)

第4条 加盟校1校につき、一律1万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする加盟校長は、当該年度5月末までに、奨励金交付申請書（様式第1号）を日本赤十字社静岡県支部事務局長（以下「事務局長」という。）に提出する。ただし、当該年度に新規登録のあった加盟校については、この限りではない。

(交付の決定及び交付)

第6条 事務局長は、前条の規定による奨励金交付申請書について、内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、当該年度6月末日までに奨励金交付決定通知により申請加盟校長に通知し、奨励金を交付する。ただし、当該年度に新規登録のあった加盟校については、申請月の翌月末までとする。

(報告書の提出)

第7条 奨励金の交付を受けた加盟校長は、当該実践活動の終了後または当該年度2月末日のいずれか早い日までに、実践活動報告書(様式第2号)を事務局長に提出する。

3 助成金

(対象活動)

第8条 主に中学校、高等学校の加盟校において、生徒が青少年赤十字の実践目標「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」に関するテーマを設定し、情報収集、意見交換等を通じてテーマについて理解を深め、考えをまとめる活動(以下、「探究活動」という)。

実践目標	活動概念
健康・安全	生命と健康を大切にする活動
奉仕	人間として社会のため、人のために尽くす責任を自覚するよう行う活動
国際理解・親善	広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う活動

(使途)

第9条 探究活動に必要な書籍代、講師謝礼費、通信運搬費、交通費、消耗品費等に充当する。

(交付額)

第10条 加盟校1校につき、5万円を上限とする。

(交付申請)

第11条 助成金の交付を受けようとする加盟校長は、当該年度6月末までに助成金交付申請書(様式第3号)に探究活動計画書(様式第4号)及び収支計画書(様式第5号)を添付して、事務局長に提出する。

(交付の決定)

第12条 事務局長は、前条の規定による助成金交付申請書について、内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、当該年度7月末日までに助成金交付決定通知書(様式第6号)により申請加盟校長に通知する。

なお、活動計画に変更が生じ、追加交付を必要とする場合は、当該年度12月末までに計画変更承認申請書(様式第7号)に変更活動計画書(様式第4号)及び変更収支計画書(様式第5号)を添付して、事務局長に提出する。

(交付)

第13条 助成金の交付は、精算払いを原則とする。ただし、概算払いを希望する場合は、助成金交付申請書(様式第3号)に必要事項を記入して提出する。

(交付決定の取り消し)

第13条 事務局長は、交付の決定を受けた加盟校が次の事項に該当すると判断した場合、交付の決定を取り消す。

- (1) 助成金を、第9条の経費以外に使用したとき
- (2) 加盟登録を取り消したとき

(報告書の提出)

第14条 助成金の交付を受けた加盟校長は、当該探究活動の終了後または当該年度2月末日のいずれか早い日までに、探究活動完了報告書(様式第8号)に探究活動実施概要書(様式第9号)、探究活動の成果物(テーマ、テーマ設定理由、探究内容、考察が含まれるレポート等)、収支報告書(様式第10号)および領収書等の写しを添付して、事務局長に提出する。

- 2 事務局長は、探究活動の成果物について、支部ウェブサイトやその他広報紙に掲載する等、広く公表できるものとする。

(助成金の額の確定)

第15条 事務局長は、前条の規定による報告書の内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第11号)により加盟校長に通知する。

なお、概算払いにより交付を受けた場合において、助成金確定額が、概算払交付額を下回る場合、加盟校長は、振込手数料を負担し、速やかに差額を返納しなければならない。

(助成金の請求)

第16条 加盟校長は、前条の規定による助成金交付確定通知書を受領した場合、速やかに請求書(様式第12号)を事務局長に提出する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。